

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

11月の情報提供

1. 求荷求車情報ネットワーク(WebKIT)成約運賃指数(令和5年9月分)	1
2. 積込先、配送先で困りごと、ありませんか。(トラックGメン、四国運輸局) . .	5
3. 貨物自動車運送事業に係る輸送の安全確保及び輸送秩序の確立について . . .	7
4. 第63回「正しい運転・明るい輸送運動」実施計画	8
5. 過労死等防止対策セミナーのご案内について	13
6. 改善基準告示解説セミナーのご案内について	15
7. 人材確保セミナーのご案内について	16
8. 「防災マネジメントセミナー」「リスク感受性向上セミナー」のご案内について . .	18
9. 乗務員講習会のご案内について	19
10. 初任運転者及び事故惹起運転者に対する講習会開催のご案内	21
11. 第3回『テールゲートリフター特別教育(学科教育)』開催のご案内について . .	24
12. 11月は「過労死等防止啓発月間」です	26
13. 自動車運送事業者及び整備管理者に対する行政処分を強化!	30
14. 陸災防香川県支部会員の皆様へ	32
15. 会員名簿の変更について(令和5年11月1日付)	33

※地球環境に配慮したペーパーレス化を図るため冊子での発送を行っておりません。

※申請書類や申込書等が必要な場合は、本書からプリントアウトしてご利用ください。

求荷求車情報ネットワーク（WebKIT）成約運賃指数について
(令和5年9月)

(公社)全日本トラック協会と日本貨物運送協同組合連合会でとりまとめた、令和5年9月分の運賃指数の概要は以下のとおりです。

令和5年9月の運賃指数の概要

- 令和5年9月の運賃指数は、前月比2ポイント増、前年同月比4ポイント増の126であった。
- 9月末現在の求車登録件数は154,410と前年同月比1,740増(1.1%増)となった。

1. 加入者数、成約件数

年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
加入者数 (ID数)	2,720	2,979	3,190	3,389	3,642	4,005	4,340	4,735	5,259
対象成約 件数	116,046	118,720	126,922	142,617	162,940	180,849	206,064	237,182	277,064

年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
加入者数 (ID数)	5,694	6,062	6,401	6,551	6,611
対象成約 件数	288,956	272,250	289,573	292,118	142,070

※令和5年度は令和5年9月末現在（以下同様）

2. 荷物情報（求車）件数

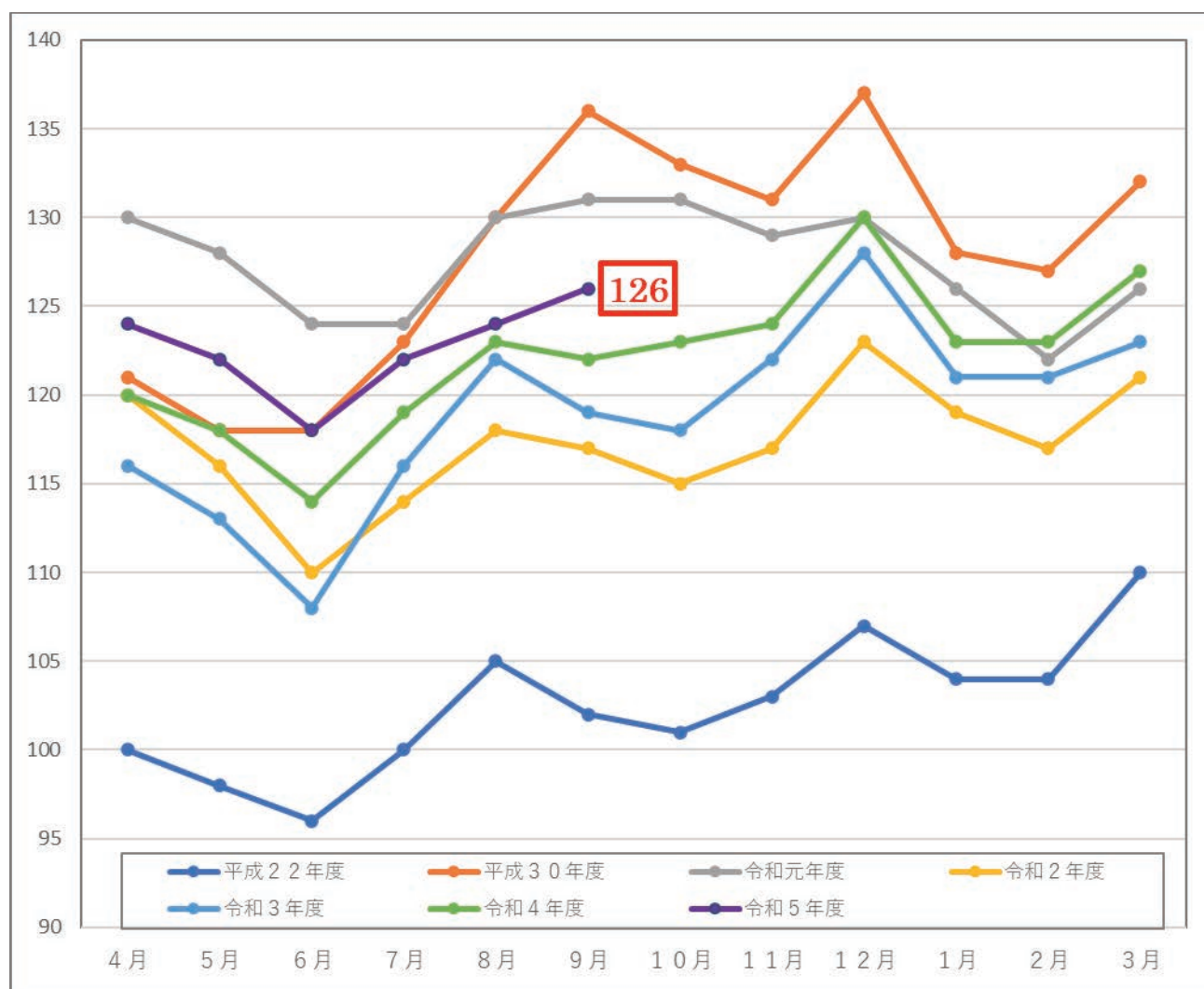
年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
登録件数	500,764	557,137	634,610	928,734	997,204	1,051,395	1,180,371	1,558,945	1,927,949

年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
登録件数	1,431,478	914,565	1,351,844	1,644,732	731,892

荷物情報（求車）	令和5年8月	前年同月比		前月比	
		増減数	増減率	増減数	増減率
登録件数	154,410	1,740	1.1%	12,349	8.7%
成約件数	24,514	274	1.1%	1,767	7.8%
成約率	15.9%	0.0ポイント	—	－0.1ポイント	—

3. 成約運賃指数(月別)の推移(平成22年4月を100とする)

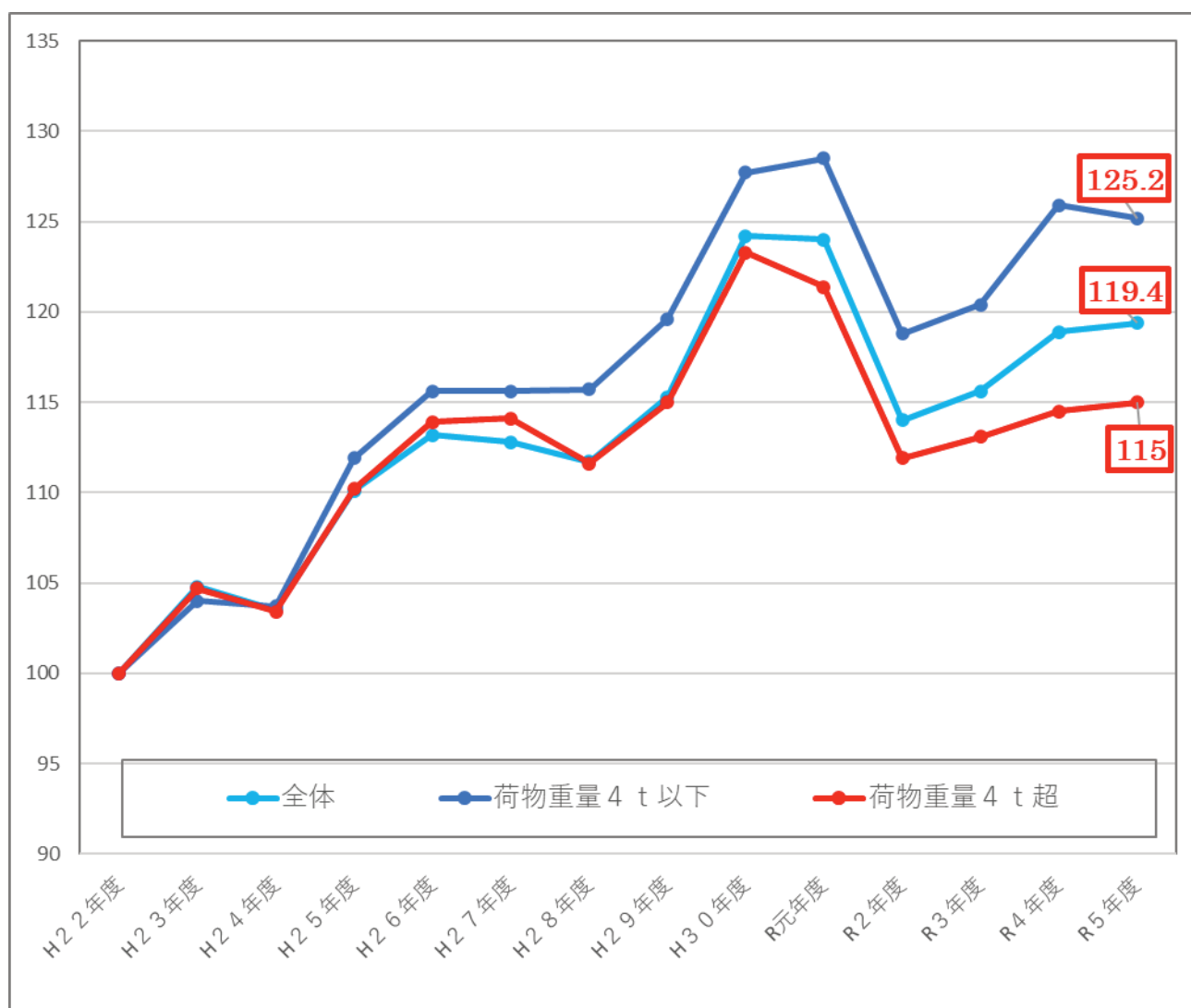
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成22年度	100	98	96	100	105	102	101	103	107	104	104	110
平成23年度	111	108	106	109	108	108	106	106	109	105	104	111
平成24年度	108	103	102	102	107	107	106	105	112	107	106	113
平成25年度	108	106	107	108	112	111	111	115	119	114	115	126
平成26年度	114	113	111	115	116	117	119	119	122	116	115	119
平成27年度	115	116	114	114	117	117	117	118	121	115	113	117
平成28年度	116	115	111	111	116	115	114	115	121	113	114	120
平成29年度	115	114	112	113	118	119	118	122	127	119	122	126
平成30年度	121	118	118	123	130	136	133	131	137	128	127	132
令和元年度	130	128	124	124	130	131	131	129	130	126	122	126
令和2年度	120	116	111	113	118	117	115	117	123	119	117	121
令和3年度	116	113	108	116	122	119	118	122	128	121	121	123
令和4年度	120	118	114	119	123	122	123	124	130	123	123	127
令和5年度	124	122	118	122	124	126						



4. 成約運賃指数(年度)の推移(平成22年度を100とする)

年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
全体	100	104.8	103.5	110.1	113.2	112.8	111.7	115.3	124.2
荷物重量 4t以下	100	104	103.7	111.9	115.6	115.6	115.7	119.6	127.7
荷物重量 4t超	100	104.7	103.4	110.2	113.9	114.1	111.6	115.0	123.3

年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
全体	124	114	115.6	118.8	119.4
荷物重量 4t以下	128.5	118.8	120.4	125.8	125.2
荷物重量 4t超	121.4	111.9	113.1	114.5	115



○成約運賃指数公表の背景

公益社団法人全日本トラック協会（全ト協）と日本貨物運送協同組合連合会（日貨協連）では、トラック輸送産業が国民生活、産業活動を支えるために、荷主企業等の経営管理とトラック運送事業者の事業適正化に寄与すべく、トラック運賃の直近の傾向について、「求荷求車情報ネットワーク」（WebKIT）における成約運賃をもとに概括的に指数化したものを平成25年12月から毎月公表している。

この指数は、平成22年4月を基準（年度指数は平成22年度平均を100）としたもので、データの公表については、事前に公正取引委員会と協議を行っている。

※本指数については、WebKITにおける成約運賃の平均を指数化しているため、各事業者個別の運賃動向と異なる場合がある。

※平成27年4月にWebKITシステムは日貨協連に移管されたが、本指数については、全ト協及び日貨協連との連名にて公表する。

○成約運賃指数とは

荷物情報（求車）、車両情報（求荷）それぞれの登録情報について、対象期間に成約に至った個別運賃を合計し、総対象成約件数で除した金額を指数化したもの。

○WebKITとは

協同組合に加入する中小トラック運送事業者のための求荷求車情報システムで、インターネットを利用して、荷物の輸送を依頼する側と保有する車両を活用したい運送事業者側が、それぞれ情報登録を行い、お互いにマッチすれば成約に至る。本システムにより、帰り荷や傭車の確保、季節波動へ対応し、輸送効率の向上と環境負荷軽減を目指している。

※平成26年4月より集計方法を変更し、本指数については、速報値をもとに集計しております。

なお、後日、確定値を基に再集計し直すため、過去の数値、指数の一部が修正される場合があります。

◇お問い合わせ先 （公社）全日本トラック協会
経営改善事業部 深田
TEL 03-3354-1056

日本貨物運送協同組合連合会
事業部 金子
TEL 03-3357-6068

積込先、配送先で 困りごと、ありませんか。

情報ください



「目安箱」
投稿サイト
(国土交通省HP内)

恒常的に長い 荷待ち時間

過労運転防止義務
違反を招くおそれ
あります。



無理な到着 時間の設定

最高速度違反を
招くおそれありま
す。

過積載になる ような依頼

過積載運行を招く
おそれがあります。



異常気象時の 運行指示

輸送安全確保義
務違反を招くおそ
れがあります。

そのほか、こんな行為についても情報があればお寄せください。

- 依頼(契約)にない附帯作業 (貨物への値札ラベル貼り、などをさせられるが料金が支払われない。)
- 運賃・料金等の不当な据置き

国土交通省トラックGメンが荷主・元請事業者の**本社**に
対して「働きかけ」、「要請」を行い、是正を指導します。

【電話でのご連絡はこちらまで】

国土交通省 四国運輸局 自動車交通部 貨物課 087-802-6773

徳島運輸支局 輸送・監査部門 088-641-4811 香川運輸支局 企画観光・輸送・監査部門 087-882-1357

愛媛運輸支局 輸送・監査部門 089-956-1563 高知運輸支局 輸送・監査部門 088-866-7311



トラックGメン
ポータルサイト
※内容は順次更新中



「トラックGメン」とは…

トラックGメンは、適正運賃の收受や労働環境の改善を実現し、2024年問題の解決を目指すため国土交通省が創設した専門部隊です。「プッシュ型(積極的)情報収集」や、**違反原因行為の疑いのある荷主・元請事業者** **本社** への「働きかけ」や「要請」等を行い、疑いが事実であれば、改善に向けた計画策定を指導します。

【働きかけ・要請の手順】



【働きかけ後の改善事例】

依頼(契約)になかった附帯作業
(食品製造卸会社・真荷主等)

- 改善策 -
作業範囲、運送料金、作業
附帯料金をそれぞれ分けて契約
を締結



【要請後の改善事例】

長時間の荷待ち(製造業・発荷主)
働きかけ後の再発により要請実施

- 改善策 -
「入構時間の指定」「出荷口の
増設」「搬送先付近の倉庫を『中
継地点』として活用」などを実施



目安箱 (具体的イメージ)

Q 1. ご意見・事例の分類について、
該当する項目1つを選択してください。【必須】

- ☐ 5. 依頼と異なる追加作業等
☐ 6. 依頼にはなかった付属品・後戻りなどの附帯作業等
☐ 7. 運送料金など費用の自己負担等
☐ 8. 過剰な荷物等(つぶれ、破損、へこみ、こすれ、ずれなど)への対応等
☐ 9. 異常気象によるトラブル等
☐ 10. その他、コンプライアンス的に問題とされるもの
(内容:)
※複数該当するものがある場合には、項目毎に複数回に分けてご記入ください。

Q 2. 記入例を参考にしながら、ご意見・事例を具体的に記入ください。

【記入項目と記入例】	
トラックの種類	トラックの大きさ
いつ	トラックの形状
いつ	年 月 日
荷主	<記入例> 「四十五文庫(株)」・「西ヶ瀬通(元請)」・(記入せず)
場所	<記入例> 1. 「東京都千代田区西ヶ瀬2丁目」の「西ヶ瀬通3物流センター」 2. 「神奈川県横浜市都筑区」の「神奈川通商センター(株)」系列の物流倉庫 3. 「東京都千代田区」の「小売系の物流センター」 (注1) 荷主名のご記入が難しい場合は、上記記入例3のように住所と場所を ご記入下さい。 (注2) 可能な限り、荷主名及び場所のご記入をお願い致しますが、どうしても ご記入できない場合は、荷主名(又は商標)をご記入ください。
内容	【自由記入欄】 記入例1 「16時」に到着指定され、定時に着いたのに「3時間」以上待たされた。 記入例2 当日、予定にない荷物「2パレット」を追加で積み込まれた。 記入例3 「パレット商標」と聞いていたのに「手荷役」だった。 記入例4 荷主が運送補助を使用した分の税金負担をする条件であったのに「運送料金を負担」してくれなかった。

トラックGメンの適切な活動のため、目安箱への投稿をお願いします。

投稿いただきたい内容

- ご意見・事例の分類
・・・長時間の荷待ち、依頼にない附帯業務など
- ご意見・事例の具体的な内容
・・・いつ、どこで、誰から、どのようなことをさせられたか
- 貨物の種類
・・・加工食品、日用品、機械・機械部品など
- 発着荷主の業態
・・・農林漁業、鉱業・砕石業・砂利採取業など
- 投稿者の情報
・・・会社名、お名前、ご職業、ご連絡先など

※「国土交通省からの連絡可否」において、「連絡不可」を選択いただいた場合、ご連絡を差し上げることはありません。

※荷主等(働きかけ・要請の対象)から情報提供元が特定されないように配慮します。

四運自貨第82号
四運自監第96号
令和5年9月21日

荷主各位

四国運輸局長
(公印省略)

貨物自動車運送事業に係る輸送の安全確保及び輸送秩序の確立について

拝啓、時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、運輸行政に対し格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、ご承知のとおり、トラック輸送は国内貨物輸送量の約9割を担い、我が国経済社会の発展に大きな役割を果たしているところですが、一方、事業者に対しては輸送の安全確保、交通事故の防止、排気ガスや騒音・振動といった交通公害の防止等の社会的使命が重く課せられています。

令和4年の全国の事業用自動車の重大事故件数は4,626件、死者数は466人、負傷者数は1,893人となっており、依然高い水準にあります。一旦、事業用トラックによる事故が発生いたしますと、多数の死傷者を伴う重大事故に結びつきやすく、被害者やその家族に計り知れない悲しみや負担を与えることとなります。

このため、四国運輸局では、関係機関の協力を得て交通事故防止対策を講じているところではありますが、必要経費を無視した運賃引き下げ等の過当競争が行われますと、より多くの荷物を運ぶため過積載運行、過労運転、速度違反等を引き起こす恐れがあります。

特に「過積載運行」については、重大事故はもとより、道路の損傷や交通公害発生の原因となっています。過積載の防止は、トラック運送事業者の基本的な遵守義務であるとともに、輸送の安全確保や輸送秩序の維持を図る上でも重要な課題であり、事業者自らが法令を遵守する自覚が必要ですが、加えてなお一層の過積載運行排除のためには、荷主の皆様方のご理解とご協力をいただきたいと思います。

つきましては、貴社におかれましても、これらの実情にご配慮いただき、トラック運送事業に係る輸送の安全確保と輸送秩序の確立にご協力下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

第63回「正しい運転・明るい輸送運動」実施計画

1. 目 的

この運動は、交通・労働災害事故の防止、環境保全及び輸送秩序の確立により、円滑な輸送の達成を図り、年末年始の輸送繁忙期における安全、安心な輸送サービスを提供することを目的とする。

2. 運動期間

令和5年11月16日（木）から令和6年1月10日（水）まで

3. 主 催

全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）並びに各都道府県トラック協会

4. 後 援

国土交通省、警察庁

5. 実施事項

経営トップ、管理者及び従業員が一体となって、下記の項目を中心とした取り組みを行うものとする。

（1） 飲酒運転の根絶

運行管理者等は、国土交通省が令和4年3月に改訂した「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」を踏まえ、同年6月に全ト協が改訂した「飲酒運転防止対策マニュアル」を活用し、運転者等に対するアルコール検知器の携行などによる酒気帯びの有無の測定方法、及び測定結果の確実な報告等について指導を徹底する。

また、交通対策委員会の決議を踏まえ、トラックドライバーへの飲酒運転しないことの宣言書署名などの取り組み強化を図る。

（2） 追突事故及び交差点における事故防止の徹底

運行管理者等は、事業用トラックにおける死傷事故の約半数を占め、高速道路での死傷事故の約6割を占める「追突事故」、及び死亡・重傷事故の約4割を占める「交差点事故」を防止するために、全ト協制作の資料『プラン 2025 目標達成セミナー～削減目標達成への取り組み～』※を活用し、交通事故実態に即した運転者への指導・教育を実施し、追突事故及び交差点における事故防止の徹底に努める。

※全ト協ホームページ URL

資料『プラン 2025 目標達成セミナー～削減目標達成への取り組み～』

(3) 過労運転防止の徹底

運行管理者等は、繁忙期においても無理な運行計画とならないよう、運行経路、運行時間、休憩地点等を含む適切な運行指示書の作成や運行計画及び乗務割の作成を行い、点呼時等を活用し運転者の疲労、睡眠不足の状況等、健康状態の確認を徹底し、過労運転防止に努める。

(4) 確実な点呼の実施

経営者は、従業員の健康管理を徹底させ、また、運行管理者等は点呼を確実に実施し、運転者の健康状態、疲労の度合い、異常な感情の高ぶり、睡眠不足等について確認し、少しでも異常があると認められた場合は乗務させないようにする。

また、点呼の際、運行管理者等はアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認を確実に行う。

(5) 携帯・スマートフォンの使用禁止の徹底

経営者は、道路交通法の一部改正により罰則強化が行われた運転中のスマートフォン等の画像を注視する行為や、携帯電話を用いて通話する行為は極めて危険な行為であることから、乗務中の携帯電話による通話やスマートフォンの操作の禁止について徹底を図る。

(6) 健康診断の受診の徹底

経営者は、健康起因による事故防止を図るため、従業員に健康診断を確実に受診させ、結果を把握するとともに必要に応じて医師の診断等を受けさせ、運転に支障を及ぼす影響のある異常があると認められた場合は、改善されるまで乗務させないようにする。

(7) 荷役作業時の安全確保の徹底

経営者及び荷役災害防止担当者等は、荷主等との運送契約時に、荷役作業における役割分担を明確にするように書面契約を締結するよう努めるとともに、荷役作業の有無、運搬物の重量、荷役作業方法等の荷役作業内容を、「安全作業連絡書」等で運転者へ指示を行い配布する。

また、令和5年10月より、荷役作業時の墜落・転落防止対策強化のため昇降設備の設置及び保護帽の着用義務が最大積載量2トン以上の貨物自動車に範囲が拡大されることなどを踏まえ、墜落・転落の危険を伴う荷役作業においては必ず保護帽を着用させるなどの必要な安全対策を指示し、労働災害事故の防止を図る。

参考：陸上貨物運送事業労働災害防止協会

「荷役作業安全対策ガイドラインのあらまし」

http://rikusai.or.jp/wp-content/uploads/2018/06/niyaku-guideline_aramashi_202304.pdf

「労働安全衛生規則等の一部改正のポイント」

http://rikusai.or.jp/wp-content/uploads/2023/05/kaisei_question_answer.pdf

(8) 高速道路における事故防止の徹底

運行管理者等は、高速道路における事故の多くは、高速道路に入った後 1 時間以内に比較的多く発生していることを踏まえ、高速道路に入った後に可能な限り早い段階で運転者に休憩をとらせるなど、高速道路における事故防止の徹底に努める。

(9) 車両の安全性確保の徹底

経営者及び整備管理者等は、「自動車点検整備推進運動」及び「不正改造車を排除する運動」の趣旨を踏まえ、車両の日常点検及び定期点検の確実な実施に努めるとともに、不正改造の防止を徹底する。

特に、近年、大型トラックの車輪脱落事故が急増しているため、国土交通省が策定する大型車の車輪脱落事故防止にかかる「緊急対策」のトラック業界が取り組む実施事項と併せ、全ト協作成の啓発資料活用などにより、早めに冬用タイヤ交換を計画する他、適切なタイヤ交換作業の実施により車輪脱落事故防止対策の徹底を図る。

(10) 降積雪期における輸送の安全確保の徹底

運行管理者及び整備管理者等は、気象情報や道路における降雪状況等を適時適切に把握するとともに、早期にスタッドレスタイヤに交換する他、積雪・凍結等の気象及び道路状況により、タイヤチェーンを装着するなど適切な措置を講じる。

また、大雪等での立ち往生を防ぐため、冬用タイヤの溝深さが新品時の 50 % 以上であることを「プラットホーム」で運行前に必ず確認することを徹底させる。

(11) 正しい積付け・固縛方法の徹底

管理者は、荷量が増加する年末の繁忙期において、偏荷重が生じない積付けや、荷にロープまたはシートをかける等の固縛を正しく行い、安全な輸送の確保を徹底させる。

(12) エコドライブ及びアイドリング・ストップの徹底

経営者等は、地球温暖化の発生源である化石燃料の使用量を削減し、CO₂ 及び排出ガスの低減を図ることは、業界に課せられた命題であることから、エコドライブ及びアイドリング・ストップを徹底させる。

(13) 運輸安全マネジメントの徹底

経営者等は、輸送の安全確保が最も重要であるという意識を経営トップから現場の運転者まで浸透させるため、運輸安全マネジメントにより絶えず輸送の安全性の向上に努めるよう安全意識の高揚を図る。

(14) 安全意識の高揚

経営者及び運行管理者等は、社会的責務を自覚し、「安全を最優先する」という経営理念と、「絶対に事故を起こさせない」という信念を持って、各事業所の事故防止対策の徹底を図る。

運転者は、常に適正な速度、車間距離を保つなど、安全走行を徹底する。また、交通法令の遵守はもちろんのこと、プロドライバーとしての使命と自覚を持って、一般ドライバーの模範となるよう、常に「やさしさ」と「思いやりのある運転」を心掛ける。

(15) 輸送品質・サービスの向上

運転者は、荷扱いに一層の注意を払い、毀損等の貨物事故の未然防止を図る。また、常に笑顔と誠意をもって顧客等に接するとともに、言葉遣いや態度を明快にし、親切、丁寧に対応するよう輸送サービスの向上に努める。

6. 実施要領

前項の「実施事項」を確実に効果的に実行するため、それぞれ次の要領により実施する。また、国土交通省が年末年始に行う安全総点検への協力を行うものとする。

(1) 全ト協

- ① 広報とらつく、ホームページ、業界紙等を活用し、本運動の趣旨、実施計画等を全事業者に周知する。
- ② 各都道府県トラック協会からの推薦に基づき本運動に功績のあった事業所及び従業員を表彰する。

(2) 各都道府県トラック協会

- ① 関係委員会または会議等の開催により、本運動の具体的推進要領を決定する。また、令和3年9月の交通対策委員会の決議を踏まえ、飲酒運転根絶に向けた他県の取り組み事例について情報の共有化を図り、各地域の実情に応じ、飲酒運転根絶に向けた効果的な取り組みを積極的に展開する。
- ② 協会独自の企画によるポスター、垂れ幕、立看板等の作成、掲出、並びに機関紙(誌)、ホームページ等を活用して本運動の広報を行い、会員事業者に対し周知を図る。
- ③ 事業者、管理者、運転者等に対し、それぞれの研修会、講習会等を開催し、実施事項を確実に効果的に実行できるよう努める。
- ④ 荷主等との協議の場をできるだけ設け、本運動に対する荷主への理解と協力を求める。
- ⑤ 適正化事業実施機関を活用し、本運動を徹底させる。
- ⑥ 本運動において功績のあった事業所及び従業員に対し、全ト協が表彰を行うため、被表彰者を推薦する。(推薦の細部については別途連絡)

(3) 事業所

- ① 自社広報紙等の利用、あるいはトラック協会等から配布されたポスター、垂れ幕、立看板、腕章、リボン等により、従業員に対し本運動の実施事項を徹底し、一層の事故防止と輸送品質の向上を図る。
- ② 安全対策を検討する際は、全ト協が制作した各種マニュアル等の啓発物を積極的に活用する。
＜全ト協ホームページ＞
URL https://jta.or.jp/member/anzen/kotsuanzen_ichiran.html
- ③ 従業員に対し必要な教育、現場指導を行い、また、トラック協会が行う研修会、講習会等に必要な従業員を積極的に参加させ、安全・安心な輸送サービスの向上を図る。
- ④ 安全会議を開催する等、本運動及び関係行政機関の発出する安全に関する通知等の徹底を図る。

以 上

令和5年11月1日

会 員 各 位

(一社)香川県トラック協会
会 長 楠 木 寿 嗣

令和5年度 過労死等防止対策セミナー ～健康起因事故の削減を目指して～

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営に格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当協会では、事故防止等に関する各種施策を実施しておりますが、昨年度から内容を一部新たにした、標記セミナーを公益社団法人全日本トラック協会との共催で実施します。

本セミナーでは、過労死等や健康起因事故の現状を知り、ドライバーが健康であるために、管理者がどうドライバーに生活習慣の改善等を促すか手法を考え、学びます。

また、健康チェックシート等を用いた小集団による意見交換等を行い、他社の健康管理に関する取組の好事例などから新たな気づきを得ることができ、さらに、受講者がセミナーで使った資料を自社のドライバーへの教育に展開・活用することで事業者の取組みを促し、過労死等の防止並びに健康起因事故の削減を図ることといたします。

つきましては、業務ご多忙とは存じますが、是非ともご参加賜りますようお願いいたします。

敬具

記

1. 日 時 令和5年11月13日(月) 13:30～16:30
2. 場 所 ホテルパールガーデン 新館6階 インペリアル
3. 講 師 SOMPOリスクマネジメント(株)
リスクマネジメント事業本部 西村伸光 氏
4. 内 容
I (1)過労死等と健康起因事故の現状と国の動向、生活習慣の改善の必要性・重要性(座学)
(2)トラックドライバーの生活習慣改善方法を考える(グループワーク)
(3)健康チェックシートの使用方法と解説(個人ワーク・座学)
(4)健康管理の取り組み確認について(グループワーク)
(5)健康管理の取り組み状況 資料集の解説(座学)
5. 対 象 者 経営者及び運行管理者等
6. 募集人数 定員64名
(申込期限: 11月10日(金) 但し定員になり次第締め切ります。)
7. 申込方法 別添「参加申込書」をご記入の頂き、お申し込みください。
8. 持 参 物 名刺2枚・筆記用具
9. 主 催 (公社)全日本トラック協会、(一社)香川県トラック協会

(一社)香川県トラック協会 適正化事業課 宛
FAX 087-821-4974

令和 年 月 日

令和5年度過労死等防止対策セミナー
～健康起因事故の削減を目指して～
参加申込書

事業所 支店・営業所名		
所在地		
受講者 ①	所属・役職	
	氏 名	
受講者 ②	所属・役職	
	氏 名	

〈締 切 日〉 令和5年11月10日（金）

※ ただし、定員64名になり次第、締め切らせていただきます。

令和5年11月1日

会 員 各 位

(一社)香川県トラック協会
会 長 楠 木 寿 嗣

令和5年度「改善基準告示解説セミナー」の開催について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年4月から適用される自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）について、会員事業者において改正内容に円滑な対応が行えるよう今般の改正内容や事業者が取り組むべき内容などについて解説するセミナーを公益社団法人全日本トラック協会との共催により下記のとおり開催致します。

参加を希望される方は下記申込書にて11月17日（金）までにお申込みくださいますようお願いいたします。

敬具

記

- | | | |
|------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 令和5年11月29日（水）13時30分～15時00分 |
| 2. 場 | 所 | ホテルパールガーデン 2階「讃岐A」 |
| 3. 講 | 師 | 株式会社NX総合研究所 常務取締役 大島弘明 氏 |
| 4. 内 | 容 | ・改善基準告示改正の趣旨
・改善基準告示の改正内容の解説
・Q&Aの解説
・36協定の解説 |

令和5年度「改善基準告示解説セミナー」申込書

会社名 _____

役 職 _____

お名前 _____

※香ト協FAX：087-821-4974宛ご返信ください。

令和5年11月1日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会
会 長 楠木 寿嗣

令和5年度トラック運送事業者のための人材確保セミナーの開催について
～「新時代」に対応した人材の採用・定着～

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、トラック運送事業における人材確保が懸念されるなかで、この度、新時代に対応した人材の採用や定着に向けた職場環境の整備、また働き方改革に対応した実務等を内容とする標記セミナーを開催いたします。

参加を希望される方は、別紙申込書に必要事項をご記入の上、11月15日（水）までにFAX（087-821-4975）にてお申し込みください。

敬具

記

1. 開催日時 令和5年11月30日（木） 13時30分～16時30分
2. 開催場所 香川県トラック総合会館 5階大会議室
3. 内 容
 - （1）改正改善基準告示について
 - （2）運転者人材等の採用
 - ・人材採用の成功事例など
 - （3）人材が定着するための職場環境の整備
 - ・人材定着のための成功事例
 - （4）働き方改革に対応した実務
 - ①「新時代」における運転者人材の実態
 - ②運転者人材等の採用
 - ③人材が定着するための職場環境の整備
 - ④働き方改革に対応した実務
4. 講 師 株式会社コヤマ経営 代表取締役 小山雅敬 様
5. 問合せ先 一般社団法人香川県トラック協会 管理課（担当 明石）
電話 087-851-6381

以上

一般社団法人香川県トラック協会 管理課宛
(返信FAX番号 087-821-4974)

令和5年度トラック運送事業者のための人材確保セミナー

出席申込書

☐ 出席します。(事業者名 _____)

(出席者希望者)

役職・出席者名	
役職・出席者名	

※出席をご希望される方のお役職ならびに氏名は漏れなく記載ください。

※3名以上のご出席を希望される場合は予めご相談ください。

【国土交通省認定セミナー】
 NASVA 防災マネジメントセミナー 受講申込書 兼 受講票
 リスク感受性向上セミナー 受講申込書 兼 受講票

高松主管支所 宛

(ふりがな)

会社名又は

団体名

※営業所名まで記載して下さい

〒

住所

TEL: - -

FAX: - -

申込ご担当者

事業の種類 ☐バス ☐ハイ・タク ☐トラック ☐その他 ()

事業規模(保有車両数)☐50 両未満 ☐50～100 両 ☐100 両～200 両 ☐200 両以上

(ふりがな)	()	※1 左記の受講者のほか複数名で申し込まれる場合は、本用紙をコピーの上ご使用ください。 ※2 受講申込は先着順にて受付いたします。定員に達した場合は、申込をお断りする場合がありますのでご了承ください。 ※3 申込者が少ない等の理由により、延期又は中止する場合がありますのでご了承ください。 ※4 受講者が経営管理部門の要員の場合、監査インセンティブ適用の際に必要な受講者情報(会社名・氏名等)を認定セミナー制度に従い国土交通省へ通知させていただきます。
受講者氏名		
(生年月日)	(昭・平 年 月 日)	
お役職名	◎受講者氏名及び役職名は受講済証に記載しますので正確に記入して下さい	
あなたは、経営管理部門の要員ですか？(注：右欄※4参照)	はい . いいえ	
経営管理部門の要員で、 <u>国土交通省への通知を希望しない場合のみ、チェックを入れてください。</u>	国土交通省への通知を希望しない ☐	

ご希望のセミナーに○して下さい

開催：日時・会場

防災マネジメントセミナー	令和5年11月29日(水) 13:30～17:00 (受付13:00～) 香川県トラック協会安全研修センター3階 (高松市福岡町3-3-6)
リスク感受性向上セミナー	令和5年12月11日(月) 13:30～17:00 (受付13:00～) 香川県トラック協会安全研修センター3階 (高松市福岡町3-3-6)

下記FAX番号へお申し込み下さい。また、FAX送信後、本申込書は大切に保管願います。

～受講当日の注意事項～

- ・受講料(お一人様5,200円)は、受講当日の受付時にお支払いください。
 ※香川県トラック協会会員事業者の方は、協会から受講料の補助があります。
- ・受講票(本用紙)を必ずご持参ください。

FAX 087-851-6962

令和 5 年 11 月 1 日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

令和 5 年度 乗務員ステップアップ講習会のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、香川県トラック協会では、平成 16 年度より国土交通省告示 1366 号を基にし、安全意識の高揚と交通事故防止に寄与することを目的とした乗務員向け講習会を開催しております。

香ト協専任講師による事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する知識を説明するほか、実車を用いて日常点検方法や死角などの車高等のトラックの構造上の特性についても学んでいただける体験型講習となっております。

参加を希望される事業者は、別紙申込書に必要事項をご記入の上、トラック協会まで返信ください。

敬 具

記

1. 開催内容 乗務員ステップアップ講習会
2. 開催日時 別紙参加申込書を参照ください。
3. 対 象 者 営業所所属運転者
※乗務員教育を担当する管理者の参加も可能です。
4. 費 用 無料
5. 申込方法 参加申込書に必要事項を記載され、FAX にてお申し込みください。
6. 問合せ先 一般社団法人香川県トラック協会
電話 087-851-6381 FAX 087-821-4974

以上

令和5年度 乗務員ステップアップ講習 参加申込票

・乗務員ステップアップ講習（受講希望日に~~✓~~印をご記入下さい。）

✓印 記入欄	開催回	開催日時	開催場所
	第107回	令和5年 11月25日（土） 9:00 ～ 12:00	会場 安全研修センター 住所 高松市福岡町3丁目3-6
	第108回	11月25日（土） 13:30 ～ 16:30	

○受講希望者データ

会 社 名	
担当者名（記入者）	

	氏 名	生年月日	トラック ドライバー歴	乗務車種 (○印記入)
1	(ふりがな)	昭和 ・ 平成 年	年	大型 中型 小型
		月 日 (満 歳)		
参加希望講習 (○印記入)		第107回 (AM) ・ 第108回 (PM)		
2	(ふりがな)	昭和 ・ 平成 年	年	大型 中型 小型
		月 日 (満 歳)		
参加希望講習 (○印記入)		第107回 (AM) ・ 第108回 (PM)		
3	(ふりがな)	昭和 ・ 平成 年	年	大型 中型 小型
		月 日 (満 歳)		
参加希望講習 (○印記入)		第107回 (AM) ・ 第108回 (PM)		

※ 香ト協（FAX 087-821-4974）へ申し込みください

令和5年11月1日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

初任運転者及び事故惹起運転者に対する講習会開催のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に対しまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貨物自動車運送事業者等は貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項の定めにより、標記運転者に対して特別な指導を行うこととなっております。

本年は昨年と同様に、四国交通共済協同組合と共催し、初任運転者講習会（6時間講習・10回）、事故惹起運転者講習会（6回）を下記要領で開催することと致します。

つきましては、業務ご多忙とは存じますが、当該運転者の派遣を賜りますようよろしくお願い申し上げます。なお、都合により各回20名を定員とさせていただきます。

敬 具

※初任運転者とは（指導の場合）

貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第1項に基づき運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者。（当該貨物自動車運送事業者において初めてトラックに乗務する前3年間に他の一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがある者を除く）

※初任運転者講習会については、「初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間」15時間以上の内、6時間講習で実施しますので、残り9時間の指導は貴社等で教育をお願い致します。

※事故惹起運転者とは

死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は3号に掲げる傷害を受けたもの）を生じた交通事故を引き起こした運転者、及び軽傷者（同条第4号に掲げる傷害を受けたもの）を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該交通事故前の3年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者。

記

1. 開催日程

<初任運転者講習会>

第1回 令和5年 4月13日(木)	第8回 令和5年11月30日(木)
第2回 4月27日(木)	第9回 令和6年2月8日(木)
第3回 6月1日(木)	第10回 3月28日(木)
第4回 7月13日(木)	
第5回 8月24日(木)	
第6回 9月21日(木)	
第7回 10月19日(木)	

<事故惹起運転者講習会>

第1回 令和5年 5月11日(木)	第5回 令和6年 1月18日(木)
第2回 7月6日(木)	第6回 3月14日(木)
第3回 9月14日(木)	
第4回 11月 2日(木)	

2. 開催時間 9：30 ～ 17：00
3. 場 所 四国交通共済会館
4. 受講料 講習会に係る費用は香ト協で負担いたします。
5. 定 員 20名
6. 申 込 初別紙申込書を四交協へファックス送信ください。
初任運転者講習会の申込みについては、定員に達している場合があります。
※事前に、四国交通共済協同組合ホームページ「講習・研修スケジュール」(<http://yonkokyo.or.jp/publics/index/32/>)で申込状況をご確認いただきお申込み下さい。
7. 証 明 書 受講修了後、特別指導受講証明書が発行されます。
8. そ の 他 筆記用具を必ずご持参ください。
※屋外講習がありますので、実施できる服装等で、ご参加ください。※やむを得ず、日程を変更する場合があります。予め、ご了承ください。

初任及び事故惹起運転者講習会参加申込書

○初任運転者講習会（受講希望日に印をご記入ください。）

✓印 記入欄	開 催 日	✓印 記入欄	開 催 日
終了	令和5年 4月13日（木）		令和5年 11月30日（木）
終了	4月27日（木）		令和6年 2月 8日（木）
終了	6月 1日（木）		3月28日（木）
終了	7月13日（木）		
終了	8月24日（木）		
終了	9月21日（木）		
終了	10月19日（木）		

○事故惹起運転者講習会（受講希望日に印をご記入ください。）

✓印 記入欄	開 催 日	✓印 記入欄	開 催 日
終了	令和5年 5月11日（木）		令和6年 1月18日（木）
終了	7月 6日（木）		3月14日（木）
終了	9月14日（木）		
	11月2日（木）		

※開講時間は、9：30～17：00（各回共通） ※ご希望の講習日にチェック（✓）をお願い致します。

※複数の講習会にお申込の方は、この用紙をコピーしてご利用下さい。

○受講者データ

	ふりがな 氏 名	生年月日	
		昭和 平成	年 月 日

○派遣先データ

会 社 名			
会社住所	〒		
電話番号		FAX番号	
担当者名		役 職	

※ 受講後、特別指導受講証明書をお送りしますので、担当者名と役職、及び会社住所を必ずご記入ください。

四交協 FAX（0877-44-3390）へご送信願います。

第3回『テールゲートリフター特別教育(学科教育)』開催のご案内

労働安全衛生規則が改正され、令和6年2月1日以降は、特別教育を受けた者でなければテールゲートリフターによる荷役作業を行えなくなります。

特別教育は、企業内で学科及び実技の科目について十分な知識、経験を有する者が実施することが原則となっておりますが、外部研修機関等が行う特別教育を受講する方法も認められています。

それに伴い、陸災防香川県支部では特別教育のうち、学科教育（4時間）を実施しますので是非、受講されますようご案内申し上げます。



1. 日 時 令和5年12月13日(水)
9:30~15:40(予定) ※11:40~12:40 昼休憩

2. 開催場所 香川県トラック総合会館 5階会議室

3. 定 員 50名(先着順です。)定員に達し次第締め切ります。
※追加講習については決まり次第ホームページ等にてお知らせします。

4. 受講料 会 員： 8,800円(テキスト代・消費税込)
非会員： 11,000円(テキスト代・消費税込)

5. カリキュラム

	科 目	範 囲	講習時間
学科 教育	テールゲートリフターに関する知識	テールゲートリフターの種類、構造及び取扱い方法、 テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1.5時間
	テールゲートリフターによる作業に 関する知識	荷の種類及び取扱い方法、台車の種類、構造及び取扱 い方法、保護帽の着用、災害防止	2時間
	関係法令	法令及び安衛則中の関係条項	0.5時間

6. 配布資料 (1)テールゲートリフター作業必携
(2)テールゲートリフター安全作業ハンドブック
(3)「実技教育のポイント」動画教材アクセス用URL
※実技教育（2時間）は、各事業場において日常使用している機種で行えるよう、実施方法を整理した動画教材「実技教育のポイント」をご紹介します。

7. 申込方法 お電話でのご予約が先着となります。
その後、申込書にご記入の上、返信用封筒1部(実施案内等送付用84円切手貼付)を添えて陸災防香川県支部宛てお申込み下さい。後日、受講票等送付します。

8. 問合せ先 陸災防香川県支部 TEL：087-851-6251

テールゲートリフター特別教育(学科教育)

受講申込書

	受 講 日	陸災防香川県支部(香川県トラック協会) 会員・非会員の別	
	令和 年 月 日	会 員 ・ 非 会 員	
事業場名			
所在地	〒 ー 連絡先(TEL) ー ー		
代表者名		担当者名	

【 受講者氏名等 】 ※印の欄は記入しないでください。

※受講 番号	フリガナ	生年月日	※受講証明証番号	備 考
	受講者氏名			
		昭和 ・ 平成 年 月 日		
		昭和 ・ 平成 年 月 日		
		昭和 ・ 平成 年 月 日		
		昭和 ・ 平成 年 月 日		
		昭和 ・ 平成 年 月 日		

※本人確認の為、自動車運転免許証(写)を添付してください。

※受講申込書にご記入いただいた情報は、本講習及び当協会からの情報提供以外には使用いたしません。

令和 年 月 日

陸運労災防止協会 香川県支部長殿

この機会に
一度

ご自身の労働時間を
見つめ直してみましよう。



11月

「過労死等防止啓発月間」に
「過重労働解消キャンペーン」を実施します!

労働基準監督官が
相談をお受けします。

無料

令和5年11月3日(金・祝) 9時~17時

なくしましょう

長い残業

過重労働解消
相談ダイヤル



0120-794-713

※全国どこからでも利用できます(スマートフォンからでも無料)※匿名でもOK



過重労働解消キャンペーン

検索

11月1日・2日・3日・6日・7日は、過重労働相談受付集中期間です

都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」にご相談ください。

労働条件相談
ほっとライン
(厚生労働省委託事業)



0120-811-610

月~金 17:00~22:00
土・祝日 9:00~21:00



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局

労働基準監督署

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です

「過労死等防止対策推進法」では、11月を「**過労死等防止啓発月間**」としています。このため、厚生労働省では、その一環として「**過重労働解消キャンペーン**」を11月に実施し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向け、集中的な周知・啓発等に取り組むこととしています。



知って
いますか？



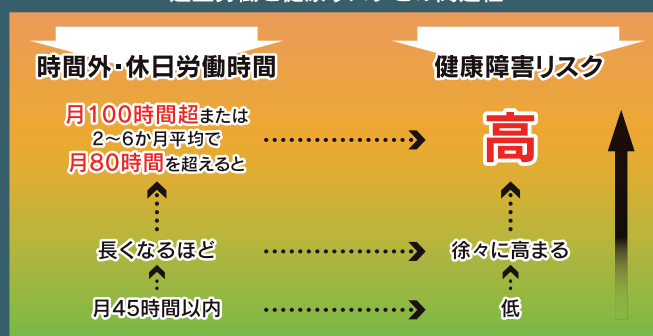
労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、労働者全体の5%以上となっており、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患が業務上によるものと認められた労災支給決定件数についても、依然として高い水準で推移しています。近年では、仕事上の強いストレスが原因となつてうつ病などの精神障害を発病し、それが労災と認められる件数も年々増加しています。

長時間労働が健康に与える影響は？

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

(右の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。)

過重労働と健康リスクとの関連性



確かめよう労働条件

働く人や事業主、人事労務担当者の方に向け、労働基準関係法令などの知っておきたいルールや、労務管理の改善に役立つ情報などを掲載している労働条件に関する総合サイトです。時間外・休日労働、年次有給休暇、労働者の健康管理など、併せてチェックしてみてください。



確かめよう労働条件サイト

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>



働き方・休み方改善ポータルサイト

企業の皆様に、自社の社員の働き方・休み方の見直しや改善に役立つ情報を提供するサイトです。企業・社員の方が「働き方・休み方改善指標」を活用して自己診断をしたり、企業の取組事例を検索して参考にすることができます。豊富な取組事例の中から、過重労働を防止するための方策や取組のヒントを取り入れ、自社内の取組にぜひご活用ください。



働き方・休み方改善ポータルサイト

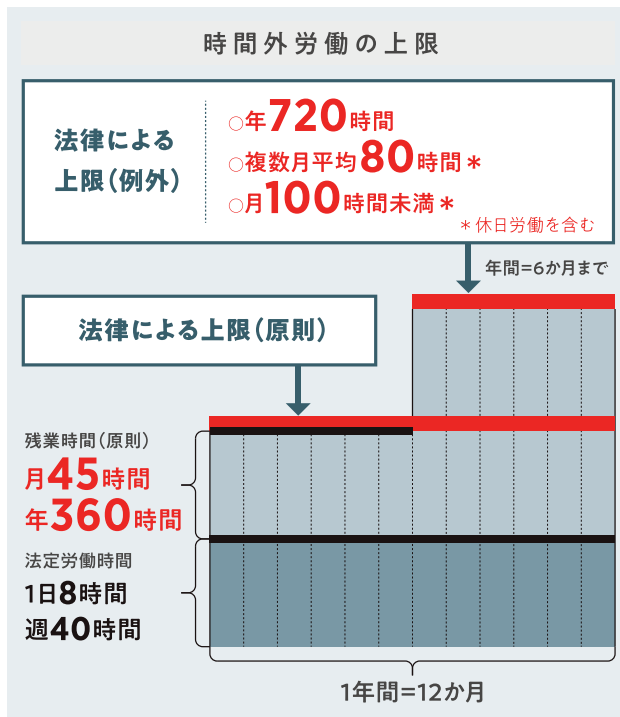
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



過重労働による健康障害を防止するために

01 時間外・休日労働時間を削減しましょう。

- ◆労働基準法で定められている時間外労働の上限規制(→右枠参照)は必ず守ってください。
- ◆時間外労働は本来、臨時的な場合にのみ行われるものです。時間外・休日労働を行わせる場合の労使協定(36協定)の締結に当たっては、その内容が指針※1に適合したものとなるようにしてください。
- ◆労働時間を適正に把握※2してください。

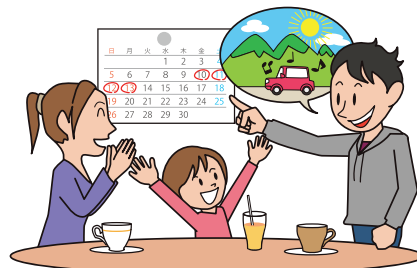


02 年次有給休暇の取得を促進しましょう。

- ◆年次有給休暇を確実に取得させるため、年5日については、時季を定めて労働者に与えなければなりません。
- ◆年次有給休暇の計画的付与制度の活用や休暇を取得しやすい職場環境の整備に取り組みましょう。

03 労働時間等の設定を改善しましょう。

- ◆勤務間インターバル制度※3をはじめとした労働時間等の設定の改善に努めましょう。
- ◆具体的な措置の内容は、労働時間等見直しガイドラインを確認しましょう。



04 労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

- ◆健康管理体制(産業医、衛生管理者・衛生推進者等の選任、衛生委員会等の設置等)を整え、健康診断を実施し、必要な事後措置を講じてください。
- ◆時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる労働者が申し出た場合は、医師による面接指導を実施しなければなりません。
- ◆指針※4に基づき、職場でメンタルヘルス対策にも取り組んでください。

※1「労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」(平成30年厚生労働省告示323号)

※2「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(厚生労働省、平成29年1月)

※3 終業時刻から次の始業時刻の間に、一定時間以上の休息時間(インターバル時間)を確保する仕組み

※4「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(平成18年、厚生労働省、健康保持増進のための指針公示3号)

厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中、次の取組を実施します



01

労使の主体的な取組を促します

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、協力要請を行います。

02

労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換を実施します

都道府県労働局長が管内企業の経営トップとの意見交換により、長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集・紹介します。

03

過重労働が行われている事業場などへの重点監督を実施します

長時間労働が疑われる事業場等に対して、重点的に監督指導を行います。

04

労働相談を実施します

相談無料

11月3日(金・祝)を特別労働相談受付日として、「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめ労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に応じます。

令和5年11月3日(金・祝) 9時～17時

☎ 0120-794-713

11月1日・2日・3日・6日・7日を過重労働相談受付集中期間とし、都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」で相談をお受けしています。

なくしましょう

長い残業

相談窓口の詳細

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/>



05

過重労働解消のためのセミナーを開催します

参加費無料

事業主や人事労務担当者などを対象として、10月から1月を中心に、「過重労働解消のためのセミナー」【委託事業】を開催します(無料でどなたでも参加できます)。

*詳細は専用ホームページをご覧ください。

専用ホームページ

<https://kajyu-kaisyuu-zenkiren.com/>



「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、11月の過労死等防止啓発月間を中心に開催します。

*全国47都道府県で全48回開催(無料でどなたでも参加できます)。詳細は専用ホームページをご覧ください。

専用ホームページ

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>



11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者への「しわ寄せ」を生じさせないように、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

「しわ寄せ」防止特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>



令和5年10月1日より

更なる車輪脱落事故防止対策として、 自動車運送事業者 及び整備管理者に対する 行政処分を強化！



整備管理者の解任命令に
大型車の車輪脱落事故を追加

車両総重量8t以上のトラックで、ホイール・ナットの脱落などの**車輪脱落事故**を起こすと、
行政処分等により**車両の使用停止**になります！
さらに3年以内に再発すると**整備管理者は解任**されます！

行政処分等の基準

ホイール・ボルトの折損、ホイール・ナットの脱落
またはそれらに類する事象に起因する
車輪脱落事故が発生したもの^(注)

車両の使用停止期間

初違反	20日車
再違反	40日車

(注)・車輪が脱落した要因に事業者の関与が無く、事業者による点検整備が確実に行われていることの証明があった場合を除く。
・車両総重量8トン以上の自動車に限る。

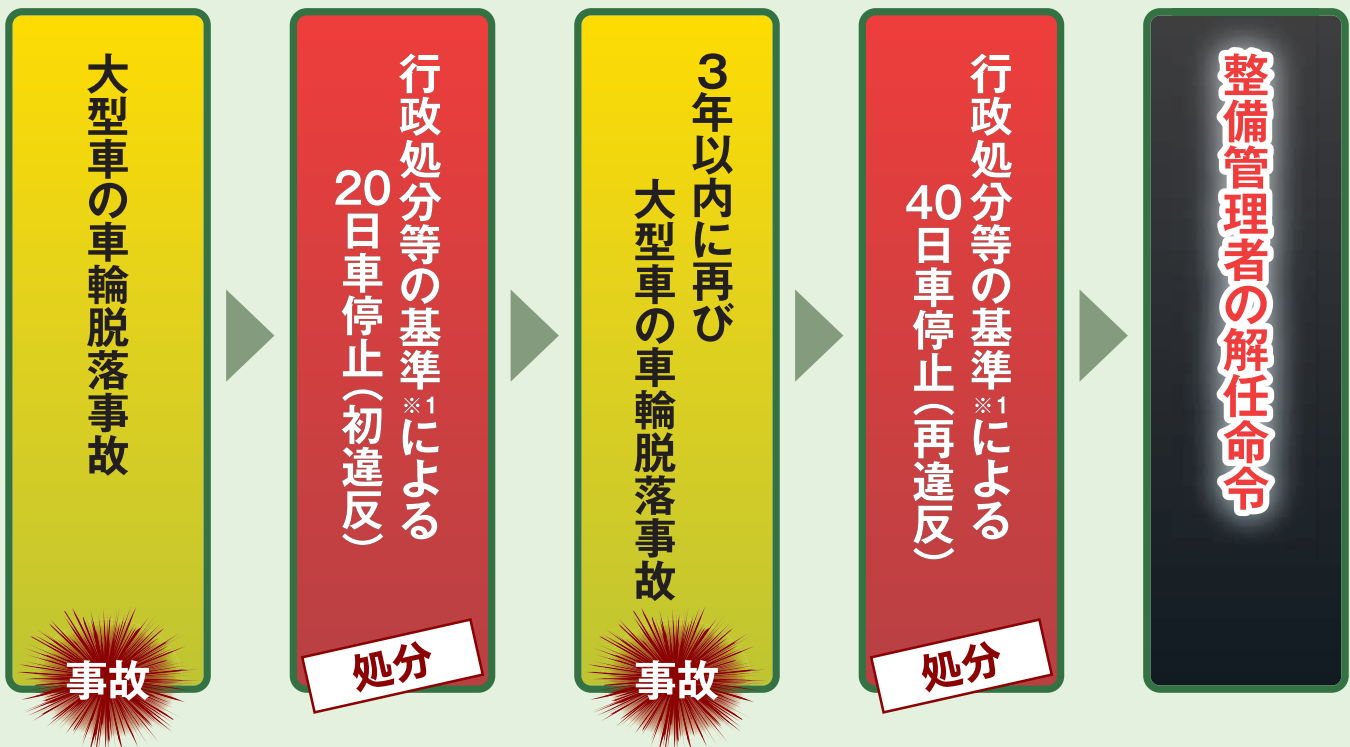


公益社団法人
全日本トラック協会

<https://www.jta.or.jp>

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

解任命令の流れ



※1 ホイール・ボルトの折損、ホイール・ナットの脱落またはそれらに類する事象に起因する車輪脱落事故が発生した場合。ただし、初違反であっても、整備管理規程に基づく業務を適切に行っていないことが判明した場合など、従前の規定に違反していた場合には解任命令の対象になり得る場合があります。

解任命令を受けたときの影響

- ① 解任された者は、整備管理者の選任資格要件が2年間なくなります。
- ② 整備管理者を選任していない違反営業所等は、30日間の事業停止処分を受けます※2。

※2 当該行政処分を受けた日から3年以内に同じ違反を行うと許可の取り消し処分を受けます。

事故防止に向けた整備管理規程の見直し

国土交通省の自動車総合安全情報「点検・整備の推進」のサイトに整備管理規程の例（事業用）が掲載されています。見直しのご参考になしてください。

事業者が取り組む安全対策 ～点検・整備の推進～

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/inspection.html>



「整備管理者の職務」と
「大型車の車輪脱落事故防止措置」
を直して…



「タイヤ脱着
作業管理表(作業要領)」
も直さなきゃ!

広報誌のご案内

お役立ち 安全衛生情報をお届けします



お届けする陸災防広報誌「陸運と安全衛生」の内容

- 会員事業場の安全衛生活動内容の紹介、災害事例とその対策などを掲載しています。
- 毎月 10 日に陸災防本部より E メールにてお届けします。

登録料・購読料は無料です。

下記、お届け先登録申込書に必要事項を記入の上、F A X にてお申込みください。

お届け先登録申込書

申込先 陸上貨物運送事業労働災害防止協会本部

▶▶▶ F A X 03-3453-7561

事業場名または 個人名			
電話番号		F A X 番号	
都道府県			
メールアドレス			

(注) 次の URL から「陸運と安全衛生」配信規約をご覧ください。https://fofa.jp/rikusai/a.p/101/
登録完了のメールをお送りします。もし、届かない場合は下記の「お問い合わせ先」までご連絡ください。
お申込みいただいたメールアドレス等の情報は、広報誌や陸災防からの情報をご提供する目的のみに利用させていただきます。なお、会員の確認等のため、陸災防支部に登録情報を提供することがあります。

講習のご案内

フォークリフト講習・はい作業主任者講習 等の日程は、下記ホームページ
をご覧ください。

<http://www.rikusaibou-kagawa.jp/>

陸運労災防止協会香川

検索

お問い合わせ先



厚労省所管
災害防止団体

陸運労災防止協会香川県支部
TEL 087-851-6251



会員名簿の変更等について

令和5年11月1日

当協会発行の会員名簿(令和5年度版)について、下記のとおり変更等をお願いします。

(一社)香川県トラック協会

ページ	会 社 名 他	変 更 内 容
7	株式会社 サクラエクスプレス	【 変 更 】 所在地 〒761-1404 香川県高松市香南町横井474-1

※名簿の変更等ございましたら、香ト協宛(TEL:087-851-6381)ご連絡下さい。